

定例会議資料	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案について	令和4年1月26日 生活安全企画課
<p>1 議案 高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案</p> <p>2 改正する条例 上記条例議案により、高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号。以下「手数料条例」という。）の一部を改正するもの。</p> <p>3 一部改正の理由</p> <p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）関係等の手数料の標準額が改正された。</p> <p>(2) 地方自治法第228条第1項で、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととされている。</p> <p>(3) 当県においては、政令で定める額を徴収することを標準として手数料条例を定めて運用しており、政令の一部改正に伴い手数料条例の一部を改正する必要が生じた。</p> <p>4 改正する手数料条例の内容 上記条例議案第6条により、手数料条例第2章第5節「銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務の手数料」第10条の表8の項（銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換え）中の手数料 「1,800円」を「1,600円」と改める。</p> <p>5 手数料条例の施行期日 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）の施行期日に合わせて、手数料条例を令和4年4月1日に施行する。</p> <p>6 手数料条例の改正に向けたスケジュール</p> <p>(1) 令和4年1月31日、県の法制審議会で審議を受ける。</p> <p>(2) 令和4年2月県議会定例会に条例議案として提出する。</p>		

定例会議資料	高知県警察手数料徴収条例(道路交通法関係)の一部改正について	令和4年1月26日 免許センター
--------	--------------------------------	---------------------

1 改正の概要

令和2年6月に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、このうち『高齢運転者対策の充実・強化』『第二種免許等の受験資格の見直し』に関する改正に伴い、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令が一部改正されることから、運転免許等に係る手数料の額を改定しようとするもの。

2 根拠規定等

(1) 手数料額の標準(道路交通法第112条及び同施行令第43条【免許関係】)

道路交通法に関する手数料は、全国的に統一した取扱いが必要であるため、法令により金額の標準が定められている。

(2) 地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)

同計画において法令で定める手数料の金額の標準は、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則3年ごとにその金額を見直すこととされている。

3 改定等される手数料(抜粋)

旧			新				
種別	区分	手数料		区分	手数料		
認知機能検査	75歳以上の運転免許保有者	750円	改正	75歳以上の運転免許保有者	1,050円		
運転技能検査	-	-	新設	75歳以上の普通車対応免許保有かつ過去3年で11種の違反歴を有する者	3,550円		
高齢者講習	70歳以上75歳未満	5,100円	区分見直し	70歳以上75歳未満	6,450円		
	小型特殊免許のみの者	2,250円		普通車対応免許外の者	2,900円		
	75歳以上	第3分類(小特以外)		5,100円	75歳以上	普通車対応免許保有者かつ過去3年以内に違反なし	6,450円
		第1、2分類(小特以外)		7,950円		臨時高齢者(普通車対応免許)	
		臨時高齢者(小特以外)		5,800円		普通車対応免許外の者	
		第3分類(小特のみ)		2,250円		運転技能検査対象者	2,900円
第1、2分類(小特のみ)	4,450円	臨時高齢者(普通車対応免許外)					
臨時高齢者(小特のみ)	2,350円						
若年運転者講習	-	-	新設	講習1時間あたり	2,250円		

1 普通車対応免許とは、普通、準中型、中型、大型、普通二種、中型二種、大型二種の免許

2 高齢者講習は、2時間(座学・適性検査・実車あり)の6,450円と、1時間(座学・適性検査のみ)の2,900円の2種類

3 若年運転者講習は、2日間で9時間の講習(2,250円 x 9時間 = 20,250円)

4 施行期日

令和4年5月13日

「高知県警察手数料徴収条例」の一部改正 【高知県警察本部 運転免許センター】

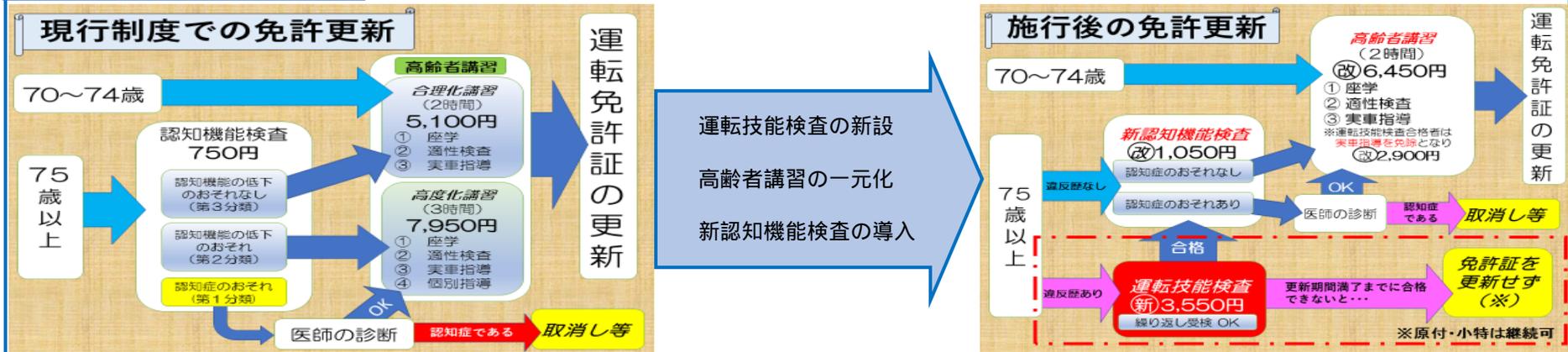
道交法改正の背景

令和2年6月に道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号、以下「改正法」という。）が成立、公布され、このうち『**高齢運転者対策の充実・強化**』、『**第二種免許等の受験資格の見直し**』に関する改正は、令和4年5月13日施行予定となっている。

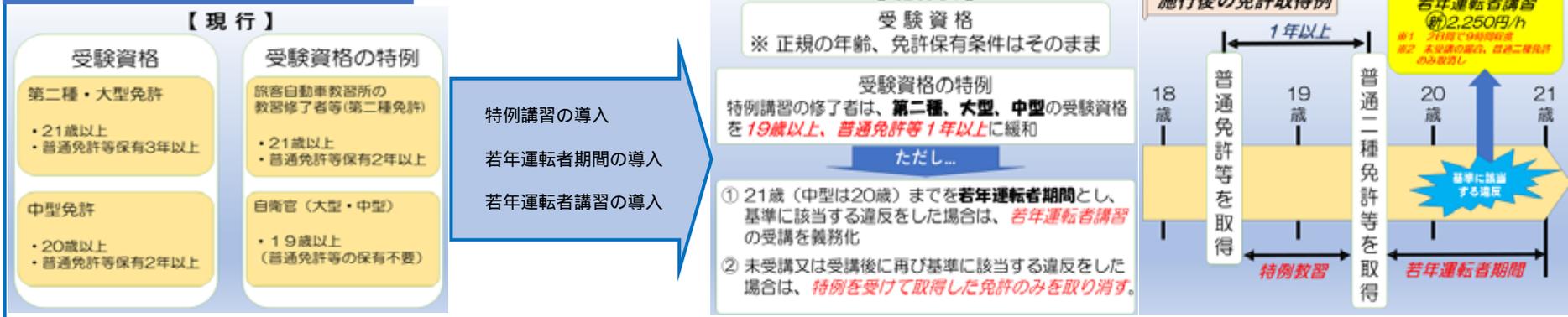
条例改正の趣旨

改正法及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和35年政令第270号）の施行による高知県警察手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部改正を考慮し、新たに導入される運転技能検査及び若年運転者講習の手数料を定めるとともに、認知機能検査並びに高齢者講習に係る手数料を改定するもの。

高齢運転者対策の充実・強化



第二種免許等の受験資格の見直し



施行日

令和4年5月13日